

# 企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト

案件番号：20a00392

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年8月26日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年8月26日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年11月 ～ 2022年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらに

つきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後12ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

## 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 榎田 Makita.Yoko@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

人間開発部 保健第二グループ 保健第四チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
  - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件  
当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。
- 1) 全省庁統一資格  
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
  - 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に  
作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務  
の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相  
反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同  
企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
・特定の排除者はありません。
- (4) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。  
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。  
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作  
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表  
者印又は社印は省略可とします。  
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年9月4日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」
  - 注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
  - 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年9月10日までに当機構ウェブサイトにて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年9月18日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

( URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - ・本邦研修
    - ・現地研修
    - ・ベースライン・エンドライン調査（現地再委託経費）
    - ・供与機材費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) BDT 1 = 1.262410 円
- b) US\$ 1 = 105.013000 円
- c) EUR 1 = 123.448000 円

5) その他留意事項  
特になし。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

( URL:  
[https://www.ijca.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.ijca.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／NCD 統括
- b) NCD

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.5 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年10月15日(木)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp **(※アドレス変更)**)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（ URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供

給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務  
実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 保健医療 (NCDs 対策) に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/NCD 統括

➤ NCD

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 (業務主任者/NCD 統括)】

a) 類似業務経験の分野: NCD 対策に係る業務

b) 対象国又は同類似地域: バングラデシュ国及び全途上国

c) 語学能力: 英語

- d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野：NCD】
- a) 類似業務経験の分野：NCDに係る業務
  - b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及び全途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添

付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34.00)	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／NCDs 統括	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	—	(11.00)
ア) 類似業務の経験	—	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
イ) 業務管理体制		5.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： NCD</b>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年9月30日（水）（14時00分～16時30分）  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してごさい。

- a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

## 第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. プロジェクトの背景

バングラデシュ人民共和国（以下バングラデシュ）の妊産婦死亡率は 1990 年と比較し、出生 10 万対 574 から 176、5 歳未満児死亡率は出生 1000 対 144 から 41（世銀、2015 年）へと飛躍的に改善しているものの、依然高い数値を示しており、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）において 2030 年までに達成すべき妊産婦死亡率（出生 10 万対 70）及び 5 歳未満児死亡率（出生 1000 対 25）を実現するためには更なる努力が必要である。これに加え、同国では、食習慣や生活様式の変化、喫煙の増加等により心血管疾患やがんといった非感染性疾患（Non-Communicable Diseases: NCDs）が全死因の 59%を占めるまでになっており、また、30 歳から 70 歳までの経済活動が活発な世代における 4 つの主要な NCDs による死亡は、国民全体に占める全体の 18%に及ぶなど、NCDs が同国の保健セクターにおいて新たな課題と認識されている（WHO, 2015 年）。しかしながら、公的医療サービスにおける NCDs の早期発見や早期治療のための環境は十分に整備されておらず、また、適切な検査や治療を受けるための治療費を自己負担せざるを得ない状況が一般的であり、特に貧困層の家計の圧迫要因となっている。

コミュニティレベルでは、同国政府はわが国による「母性保護サービス強化プロジェクト」（2006 年～2011 年フェーズ I、2011 年～2016 年フェーズ II）の成果を活用し、住民組織であるコミュニティサポートグループ（Community Support Group: CSG）を通じたプライマリーヘルスケアの取り組みを国家政策である保健・人口・栄養セクタープログラム（Health, Population and Nutrition Sector Program : HPNSP）の中で位置づけ、全国で展開している。CSG での保健活動はこれまで母子保健を切り口にすることが多かったが、母子保健と NCDs の二重の負担に対する取り組みが求められているなか、NCDs 予防活動の取り込みによる既存の CSG の活性化も考えられている。また、医療施設においても、特に低出生体重児を含む新生児へのケア、NCDs の早期発見や早期治療のために適切な検査・診断・治療サービスが行われるようになることが急務となっている。

このような背景のもと、コミュニティ住民が NCDs の予防への取り組みを促進することによるサービス裨益者の需要促進と、検査・診断・治療へとつながる医療サービス提供側の体制構築の、両側面での強化が必要となっている。

なお、本プロジェクトは、2017 年 5 月 28 日に R/D を署名し、2017 年 7 月 29 日から支援を開始し、2022 年 7 月 28 日までのプロジェクト期間となっている。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト

## (2) 上位目標

バングラデシュの人々の健康状態が改善する。

## (3) プロジェクト目標

非感染性疾患（NCDs）サービスと母性保護サービスが共に関連付けられながら全国的に向上する

## (4) 期待される成果

- 1) パイロットサイトで NCDs（心血管疾患 (CVD) 及び糖尿病 (DM)）と妊産婦保健サービスが統合されて提供される
- 2) 病院サービスの質改善のための病院管理が強化される
- 3) NCDs 予防活動がパイロットサイトでコミュニティサポートグループ (CSG) との協働によって促進される
- 4) プロジェクトの優良事例や教訓が他地域に広がる

## (5) 活動の概要

### 【成果 1 に係る活動】

活動 1-1 NCDs のガイドライン、プロトコール、研修マニュアルを含む現状調査が行われる

活動 1-2 NCDs に関連した妊産婦保健サービスのガイドライン、プロトコール、研修マニュアルを含む現状調査が行われる

活動 1-3 パイロットサイトで保健医療施設（コミュニティクリニック (CC)、郡・県病院、都市診療所 (UD)）での NCDs サービス提供に関する現状調査が行われる

活動 1-4 パイロット NCDs サービス提供のための介入ガイドライン、プロトコール、研修マニュアルが作られる

活動 1-5 パイロット NCDs 研修がパイロットサイトで実施される

活動 1-6 パイロットサイトでパイロット NCDs サービス提供が試行される

（CC: NCDs スクリーニング、郡・県病院、UD: NCDs スクリーニング・診療マネジメント）

活動 1-7 パイロットサイトでパイロット NCDs サービスがモニタリングされる

活動 1-8 パイロット NCDs サービスがパイロット活動の経験に基づいて見直される

活動 1-9 他地域に拡大するための NCDs サービスにおける介入ガイドライン、プロトコール、研修マニュアルが確定される

活動 1-10 全国普及に向けて NCDs サービスにおける介入ガイドライン、プロトコール、研修マニュアルが標準化される

活動 1-11 標準化された NCDs サービスの拡大をパートナーとの協働によって支援する

### 【成果 2 に係る活動】

活動 2-1 パイロットサイトの郡・県病院で各病院の質改善委員会 (Quality Improvement Committee: QIC) によってサービスの質に関するアセスメントが行われる

- 活動 2-2 アセスメント結果を基に各対象郡・県病院においてサービスの質改善 (Quality Improvement: QI) 活動計画が立案される
- 活動 2-3 各対象病院においてサービスの質改善活動計画が QIC と業務改善チーム (Work Improvement Team: WIT) によって実施される
- 活動 2-4 QI 活動計画の実施が各病院の QIC によってモニタリングされる
- 活動 2-5 QI 活動の発展に向けて、病院のマネージャー、スタッフを対象として PDCA と Kaizen に関する研修を実施する
- 活動 2-6 県・郡レベルの QI 機構の機能化 を支援する

#### 【成果 3 に係る活動】

- 活動 3-1 ヘルスプロモーション活動と CSG の現状を調査・把握する
- 活動 3-2 CSG 研修マニュアルを NCDs 管理を追加した形で改訂する
- 活動 3-3 CSG 研修の中央レベル ToT 実施を支援する
- 活動 3-4 パイロットサイトで CSG 研修 (CSG 活動計画立案) を実施する
- 活動 3-5 パイロットサイトで CSG 活動計画を実施する
- 活動 3-6 CSG、保健医療施設と地方行政機関間の既存資源の有効活用を促進する
- 活動 3-7 パイロットサイトでコアチーム による CSG 活動モニタリングが行われる
- 活動 3-8 コアチームによる CSG 支援・モニタリングメカニズムを確立する
- 活動 3-9 ダッカ市において、コミュニティ活動の活性化を推進する

#### 【成果 4 に係る活動】

- 活動 4-1 プロジェクトのベースライン・ミッドライン・エンドライン調査を実施する
- 活動 4-2 プロジェクトの優良事例や教訓を導き出すための調査研究を実施する
- 活動 4-3 確認されたプロジェクトの優良事例や成果・教訓を国家の政策や戦略に反映する

#### (6) 対象地域

ダッカ市、ノルシンディ県、コックスバザール県  
今後の追加は想定されていない。

#### (7) 関係官庁・機関

保健家族福祉省の 6 つの OP 管轄課：セクターワイドプログラム管理・モニタリング (Sector Wide Program Management and Monitoring: SWPMM)、保健経済・財政 (Health Economics and Financing: HEF)、非感染性疾患対策 (Noncommunicable Disease Control: NCDC)、地域に根差したヘルスケア (Community Based Health Care: CBHC)、病院サービス管理 (Hospital Services Management: HSM)、及びライフスタイル、保健教育・促進 (Lifestyle, and Health Education & Promotion: L&HEP)

#### (8) 協力期間

5 年間

### 3. 業務の目的

本プロジェクト一次から二次レベルの医療施設において、NCDs と妊産婦保健の統合されたサービス提供、病院サービスの質改善のための病院管理強化、NCDs 予防活動の促進、プロジェクトの優良事例や教訓の他地域への拡大を行うことにより、NCDs サービスと母性保護サービスが共に関連付けられながら向上することを図り、もってバングラデシュの住民の健康状態の改善に寄与するものである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2017 年 5 月 28 日にバングラデシュ政府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。

発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### (2) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトは合同調整委員会 (JCC) の議長を保健家族福祉省次官とし、プロジェクト・ダイレクターを計画局長、プロジェクト・マネージャーを 4 名のラインダイレクター（非感染性疾患対策 (NCDC)、Community Based Health Care、Maternal, Neonatal, Child and Adolescent Health、Maternal, Child and Reproductive and Adolescent Health）とする点を先方と合意している。また、実施計画策定・モニタリング、他機関との情報・経験共有には JCC 以外に既存のタスクグループ等を活用することで合意した。本業務においても上記のとおり合意された体制の中で、C/P と連携していくことを基本とする。

#### (3) 他援助機関との連携

第 4 次保健・人口・栄養セクタープログラム (4th HPNSP、2017-2022 年) が実施されており、本プロジェクトは、同プログラムの枠組みの中で実施されている。また、ADB に関して、現時点で、保健セクタープログラムの枠組みの中での資金拠出を実施していないが、Urban Primary Health Care Project を実施しており、ダッカサイトにおいて活動レベルで連携している。発注者は 2017 年に ADB と保健セクターにおける戦略的な連携に関する覚書を締結していることから、ADB との活動上の連携につながる活動を積極的に提案すること。

#### （４）他の発注者事業との連携

現在バングラデシュでは、有償資金協力として、「母子保健及び保健システム改善事業」（2015年12月L/A調印）、「保健サービス強化事業」（2018年6月L/A調印）を実施中であり、当該有償資金協力案件との相乗効果発現に留意すること。なお、「母子保健及び保健システム改善事業」では、非感染性疾患対策として県病院を対象とした画像診断機材の整備を行っており、「保健サービス強化事業」では、コミュニティクリニックや郡病院の整備から、機材整備まで支援している。これらの事業との連携も考慮した計画を提案すること。

#### （５）必須となる保健医療サービスの継続について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、既存の資源の中で必要な保健医療サービスを継続して提供する体制に影響が及ぶことが想定されている。本事業実施においては、現場における資源の制約を十分配慮するとともに、必須となる保健医療サービスを継続して提供するための仕組みづくりについても、案件実施段階で先方と協議を通じ、積極的に本事業の中で支援していくことを想定している。

#### （６）現地再委託

現地再委託を想定している活動3-4から3-8については、当該業務について経験・知見を豊富に有するNGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

上記活動のほか、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある<sup>1</sup>。

#### （７）供与機材

本プロジェクトでは、パイロットサイトの病院においてNCDsに係る啓発・スクリーニング・診断等を行うにあたり、各医療施設で十分な活動を行うため、必要な医療機材の調達を行うことが想定される。供与機材の数量と仕様について、配布資料（２）を参照し、プロポーザル上で可能な範囲で具体的な提案を行うこととするが、対象地域の状況、医療従事者の技術レベル等を調査の上、最終的な数量と仕様を先方とも確認の上、調達対象機材を決定することとする。実際の機材の調達にあたっては「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」等機材調達に関する

---

<sup>1</sup> 現地再委託にてより実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。プロポーザル上の提案に際しては現地再委託は別見積りとする。

るガイドラインに沿って実施すること。<sup>2</sup>

#### (8) 現地研修の実施

本プロジェクトでは、成果2の中で、PDCA・KAIZENの現地研修の実施が想定されているが、配布資料(3)を参照し、プロポーザル上で可能な範囲で具体的な提案を行うこととするが、対象地域の状況、医療従事者の技術レベル等を調査の上、最終的な内容を先方とも確認の上、研修内容を決定することとする。以下は、想定される研修内容である。

テーマ	対象者	人数	期間	開催年度
ナショナルレベルでのKAIZEN/TQM研修(TOT)	保健家族福祉省関係者	20名	1日程度	2021年度
ナショナルレベルでのKAIZEN/TQMに関する研修(TOT)	保健家族福祉省関係者	30名	1日程度	2021年度
ナショナルレベルでのKAIZEN/TQMに関するワークショップ	保健家族福祉省関係者	30名	1日程度	2022年度
郡/県レベルでのKAIZEN/TQMに関する研修	保健局関係者、医療従事者等	30名	約1週間	2021年度
郡/県レベルでのKAIZEN/TQMに関する研修	保健局関係者、医療従事者等	30名	約1週間	2022年度

#### (9) 本邦研修の実施

課題別研修の上乗せ枠を利用した、本邦研修の活用を検討すること。なお、本邦研修の受入業務、監理業務は発注者で対応する。これまでの活用実績を踏まえ、課題別研修「公衆衛生活動による母子保健強化」、「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」、「地域保健向上のための保健人材強化」、「生活習慣病予防対策」に対する、研修員の派遣を発注者事務所とも調整の上、検討すること。研修員選定に際しては、プロジェクト進捗に貢献するような人材を選定できるよう、発注者事務所にも相談すること。<sup>3</sup>

課題別研修	対象者	人数	期間	開催年度
公衆衛生活動による母子保健強化	保健家族福祉省関係者、医療従事者等	1名	1か月半程度	2021年度
カイゼンを通じた保健医療サービス	保健家族福祉省関係者、医療従事者等	1名	1か月程度	2021年度

<sup>2</sup> プロポーザル上の提案に際して、は別見積りとする

<sup>3</sup> プロポーザル上の提案に際して、は別見積りとする

の質向上				
地域保健向上のための保健人材強化	保健家族福祉省関係者、医療従事者等	1名	1か月程度	2021年度
生活習慣病予防対策	保健家族福祉省関係者、医療従事者等	1名	1か月程度	2021年度

#### (10) COVID-19 の感染拡大による遠隔での活動実施

COVID-19 の感染拡大により、現地への渡航制限が続くことを想定し、特に、本業務の初期において遠隔での活動を積極的に検討していくことが期待される。例えば、現地研修や、JCC の実施に際しては、遠隔会議ツールを活用した対応も含めて、検討していくことが必要である。

#### (11) プロジェクト広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果が日本、バングラデシュ両国民に正しく理解されるよう、バングラデシュ側と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICA が運営管理を行うプロジェクトホームページに掲載するためのプロジェクトニュースの作成（四半期に一度程度を想定）、ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供、「保健だより」掲載記事の執筆、Facebook における発信等、発注者が実施する広報活動に協力を行うこと。特に、YouTube 等の動画コンテンツの積極活用が推奨される。JICA ロゴの使用については「JICA CI (ロゴ) 運用マニュアル」に従って使用することとし、それに拠りがたい事情がある場合は、JICA に相談すること。

#### (12) 個人情報保護、適切な情報漏洩防止

本プロジェクトでは、患者情報など個人情報を扱うため、個人情報保護、適切な情報漏洩防止について十分に留意すること。

#### (13) 根拠ある効果の検証

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう、可能な限り統計学的手法（事業が対象社会集団にもたらした変化を精緻に測定する評価手法である「インパクト評価」を含む）を用いた検証を行うように留意する。

#### (14) ローカルリソースの積極的な活用

- ・本プロジェクトは、2017年7月29日に開始されたプロジェクトであり、これまで直営型案件として運営されてきた。プロジェクトの実施体制として、現地専門スタッフ4名（ダッカ勤務2名、コックスバザール勤務1名、ノルシンディ1名）、アドミスタフ1名を雇用してきたが、今後も当該スタッフを活用すること。アドミスタフ（経理、総務等）は、1名を追加し2名の雇用とすること。
- ・プロジェクトの活動の一部は、現地 NGO を起用して実施してきた背景があり、「6.業務の内容」に従い、現地 NGO を活用すること。

#### (15) コミュニティへの社会配慮

本業務は、ロヒンギャ避難民を受け入れるホストコミュニティを対象とした業務も

含まれており、対象となるコミュニティの社会の文化、成り立ち、多様性、避難民を受入れているという特殊要因、さらには人間関係などに十分配慮した上で事業を進める必要がある。

#### (16) 安全対策

現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれからの実施計画を渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ることとする。また、安全対策に関する発注者事務所からの指示に従うとともに、専門家チームとしても日常的に治安情報の収集・分析を行う。

##### 1) 渡航前

1-1) 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講する。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講する。

1-2) 発注者安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が渡航の前にブリーフィングを受講する。（要予約）

1-3) 発注者バングラデシュ事務所の連絡先情報提供：安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレスおよび現地で使用する携帯電話番号を発注者に提供する。また、ダッカ出入国便を含む全体旅程、滞在先宿舎情報、バングラデシュ滞在スケジュールについて、バングラデシュ事務所と事前によく調整する。

##### 2) 渡航後

2-1) バングラデシュ到着後は速やかに発注者バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受講する。（要予約）

2-2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線LAN接続可能な携帯等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地に入手可能）を常備し、データ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討する。

2-3) バングラデシュ国内での安全対策については、発注者バングラデシュ事務所の指示に従う。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者との十分な調整を行うとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールや滞在先宿舎に変更があった際は速やかに同事務所に報告する。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通手段や現地入りが制限される場合も想定し、宿泊場所や執務場所についても同事務所と協議の上、決定し確保する。

2-4) 宿泊場所は、発注者バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

2-5) 執務室についても発注者の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても発注者バングラデシュ事務所と十分に

協議の上、必要な安全対策措置を講じる。

2-6) ダッカ市街への訪問は、発注者バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。

2-7) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込む。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する可能性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

2-8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

3) 上記に掲げるものの他、現地の治安状況に照らして安全確保のために必要とされる措置がある場合には、安全対策経費として関係者と協議の上、別見積もりにて計上する。また、現地渡航後に同様の措置が生じた場合には、発注者バングラデシュ事務所と協議の上、措置の必要性に応じて契約からの支出を行うことができる。

## 6. 業務の内容

### (1) 成果1に係る業務内容

- ・活動1-1から1-3までは既に完了している為、本契約では、活動1-4から1-11が対象業務となる。
- ・活動1-6、1-7に関連して、現在、icddr.b (International Centre for Diarrhoeal Disease Research, Bangladesh) が開発した、患者データ等の収集の為にタブレット端末の導入をコミュニティレベルで検討しているが、本契約でも同タブレットの導入を進めること。
- ・活動1-6に関連して、NCD コーナーに設置する機材を積算に含めること。<sup>4</sup>

### (2) 成果2に係る業務内容

- ・活動2-1から2-2までは既に完了している為、本契約では、活動2-3から2-6が対象業務となる。
- ・成果2-5では、現地研修を5回想定すること。<sup>5</sup>

### (3) 成果3に係る業務内容

活動3-1から3-3までは既に完了している為、本契約では、活動3-4から3-9が対象業務となる。活動3-4から3-8に関しては、これまでのプロジェクト実施体制を引継ぎ、現地NGOを活用すること。

### (4) 成果4に係る業務内容

活動4-1から4-3が対象業務となる。

---

<sup>4</sup> 費用は、配布資料(2)を参照すること。

<sup>5</sup> 費用は、配布資料(3)を参照すること。

#### (5) プロジェクト事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

#### 【全契約期間を通じての業務】

##### (1) 合同調整委員会（JCC）の開催

少なくとも年に1回 JCC を開催し、モニタリングシート等を用いてプロジェクトの進捗を報告・確認し、プロジェクト全体に関する実施方針について C/P と協議し、合意を得る。協議結果をミニッツ（英文）に取りまとめ、C/P の確認を得る。

##### (2) プロジェクト進捗のモニタリングシート及びレビューの実施

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6 か月に1度の頻度でモニタリングシート（英文）を先方実施機関と共同で作成し、発注者バングラデシュ事務所経由で発注者人間開発部に提出する。結果を基に、必要に応じて、PDM 改定案及び活動計画修正案を提案する。プロジェクト終了前6か月のモニタリングシートに関しては、プロジェクト事業完了報告書として取り纏め、JCC でカウンターパートと共にレビューを行う。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における報告書等は、プロジェクト事業完了報告書とし、技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 営業日以内	和文：5部
ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	英文：10部
プロジェクト事業完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚

プロジェクト事業完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認する。

### (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出する。

#### 1) NCDs 予防のための啓発教材

- 2) NCDs に関する発表物
- 3) エンドライン調査結果 等

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

2020年11月16日～2022年8月31日

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約 34M/M（国内6M/M、現地28M/M）

#### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、受注者は、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

1) 業務主任者/NCD 統括（2号）

2) NCD（3号）

3) ヘルスプロモーション

4) 研修管理/業務調整

### 3. 対象国の便宜供与

（1）C/Pの配置

（2）事務所スペースの提供（現在、カウンターパートと交渉中）

### 4. 配布資料／貸与資料

【配布資料】

（1）専門家業務完了報告書、進捗報告書等

（2）NCDコーナーの整備の想定

（3）PDCA・KAIZEN研修の想定

### 5. 通訳

バングラデシュ国における業務においては、英語の業務であり、通訳の備上は想定されない。

### 6. その他留意事項

（1）本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

（2）本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やバングラデシュ政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期に関してはJICAと協議の上決定致します。

以上